

令和6年度 第1回山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会 次第

日 時 令和6年6月13日（木）

午後6時30分～午後8時00分

場 所 山ノ内町文化センター 3階ホール

1. 開 会
2. 委員の委嘱
3. 教育長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 正副会長選出
6. 会長あいさつ
7. 諮問書提出
8. 会議事項
 - (1) 小学校統合に係る経過について
 - (2) 小学校の統合に係る在り方について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) 質 疑 等
9. 連絡事項
10. 閉 会

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会委員名簿

任期：令和6年6月13日～令和7年6月12日

団体等	職 名	氏 名	備 考
東小PTA	会長	宮澤 昭雄	
南小PTA	会長	高相 慎吾	
西小PTA	会長	中島 学	
志賀高原保育園	保護者会長	高相 大作	
かえで保育園	保護者会長	宮崎 未希	
ほなみ保育園	保護者会長	小泉 一真	
よませ保育園	保護者会長	杉戸 香奈	
すがかわ保育園	保護者会長	丸山恵美子	
区長会	会長	畔上 三行	
区長会	副会長	芦原喜久司	
区長会	副会長	内田 健一	
区長会	副会長	下田 清人	
東小学校	校長	湯本 文洋	
南小学校	校長	中村まゆみ	
西小学校	校長	竹内 由紀	
山ノ内中学校	校長	山口 近	
子ども会育成連絡協議会	会長	鈴木 隆夫	
児童委員代表	主任児童委員	佐藤 重子	
議会議員代表	社会文教常任委員会 委員長	高田 佳久	
学識経験者	元小学校長	原 隆文	
公募委員		西澤 誠一	
公募委員		佐藤 匡則	
公募委員		田中 晴男	
公募委員		湯本 市蔵	

(事務局)

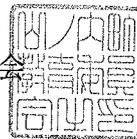
教育次長兼こども未来課長	望月 弘樹	
こども未来課学校統合準備係長	山本 敏幸	
こども未来課学校統合準備係	畔上 俊樹	



6山教第74号
令和6年6月13日

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会 様

山ノ内町教育委員会



諮 問 書

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

(1) 小学校の適正配置に関すること。

○山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針における
適正配置に係る今後の具体的な取組みについて

・統合位置における山ノ内中学校敷地及び西小学校の既存施設の活用について

(2) その他教育委員会が必要とする事項

○学校統合の在り方について

・小中一貫校並びに義務教育学校の設置に向けた検討について

2 理 由

当町においては、少子化が進むなか平成元年には全町で1,386人であった児童数も令和6年度には379名、新一年生も58名にまで減少し、こうした減少傾向は今後も続き、令和6年4月時点での出生数から令和12年度における児童数は300人まで減少する見込みです。また、小学校における学級編成も国の標準的な基準となる1学級35名の半数を下回る学級が増加するなか、南小学校では1学年で10名を下回る学級も生じています。

こうした状況をふまえ、山ノ内町教育委員会では平成26年に本審議会を設置し、小学校の適正規模、どのように配置を進めていくべきか、また小学校と中学校の連携の在り方について審議いただくなか、当町における小学校の適正規模の基準、適正配置の基本的な考え方、教育環境の整備等についての答申をいただき、令和4年3月には「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」をまとめ、統合小学校の統合位置を山ノ内中学校敷地としましたが、令和6年3月に開催されました山ノ内町総合教育会議において、中学校敷地のみならず、今後のまちづくりもふまえるなかで西小学校の既存施設を活用した学校統合について検討することが求められています。

また、教育委員会では、児童・生徒数が減少するなかで、小中学校が連携した教育を推進していくことが必要と考えており、小学校の統合と合わせて小中一貫校の設置など学校統合の在り方についても検討が必要となっています。

○山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例

平成26年 3月24日 条例第3号

改正

平成27年 3月31日 条例第4号

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 山ノ内町立小学校（以下「小学校」という。）の適正規模適正配置等を審議するため、山ノ内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し答申する。

- (1) 小学校の適正規模に関すること。
- (2) 小学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要とする事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小学校及び保育所の児童の保護者代表
- (2) 区長会代表
- (3) 学校長
- (4) 子ども育成連絡協議会代表
- (5) 児童委員代表
- (6) 議会議員代表
- (7) 女性代表
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 公募委員
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び委員がその職務を行うために要する費用弁償は、山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年山ノ内町条例第2号。以下「特別職給与条例」という。）及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和30年山ノ内町条例第9号）に基づき支給する。

(委任)

第9条 この条例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職給与条例の一部改正)

2 特別職給与条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成27年 3 月31日条例第 4 号)

(施行期日)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針

令和 4 年 3 月

山ノ内町教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小学校児童のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本町の児童数は、平成3年度から現時点の31年間で、三分の一以下まで減少している。令和8年度までの推計では児童数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小学校の小規模化は、児童の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

こうした現状を受け、山ノ内町教育委員会（以下、町教委）では平成26年3月に「山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会」を設置し、平成27年3月に答申を受けたところである。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

令和8年度までの小学校規模の状況は、3校（東小、南小、西小）すべてで単級が続き、児童数は令和3年度の406人から341人に減少する。また、現在は10人未満の学級はないが、令和8年度の新入学児童数見込みは、東小20人、南小16人、西小7人の合計43人で、西小の1学級が10人未満となる見通しである。

町教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

山ノ内町教育振興基本計画では、「未来につなげる文化と人づくり」を基本目標として、町の将来を担う子どもたちの健やかで人間性豊かな人材の育成を推進するとともに、グローバル化、多様化する社会の潮流に対応する幅広い知識・情報・技術や柔軟な思考力を有した、持続可能なまちづくりの担い手となる人材の育成を目指しています。

そのために、快適な集団生活のなかで児童が自ら学び、対応できる生きる力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければなりません。

また、答申内容と児童にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ①多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。
- ②学級の編成替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
- ③総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数学習集団編成等が展開できる学校規模であること。
- ④一定の教員数の確保により、児童と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
- ⑤一定の児童数の維持により、クラブ活動等の活性化が期待できる学校規模であること。

(2) 山ノ内町における小学校の適正規模の基準

基本的な考え方と答申を踏まえ、次のとおりとする。

- ①多くの友との出会いの中で豊かに学びあう環境をつくるため、1学級当たりの児童数は、20～30人規模とする。
- ②編成替えにより友人関係を広げ、互いに高め合う学習集団を育てるため、1学年当たりの学級数は2学級以上とする。
- ③学級編成は国・県の基準による。

2 適正配置の基本的な考え方

上記の適正規模を実現するため、通学距離や通学の安全等を考慮しながら、3校を1校に統合することを基本的な考え方とする。

Ⅲ 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

- (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。
- (2) 新たな通学路を検討する際、登下校の安全性が高いスクールバスの使用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童に対しては、今までと同様、町でも予算措置をし、一層の充実を図る。

Ⅳ 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全町的な行政施策との調整を図りながら検討する。

Ⅴ 適正規模及び適正配置の今後の具体的な取組

- (1) 3小学校（東小、南小、西小）の統合位置は山ノ内中学校敷地とし、統合小学校整備計画の策定及び開校年度の決定をする。
- (2) 小中連携教育を更に推進することとし、山ノ内町の魅力・特色を生かした教育のあり方を検討する。
- (3) （仮称）統合準備委員会を設置し、課題の検討・整理を行うとともに円滑な統合に向けた準備を進める。

Ⅵ 適正規模及び適正配置に向けたスケジュール

本町の児童のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校の適正規模及び適正配置を進める必要がある。そのために、スケジュールを別紙のように設定し取り組みを進める。

VII 結びに

今回、町教委として、山ノ内町立小学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、未来ある子どもたちにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。

(参考) 《今後の児童数の見込み》

① 合計児童数（5年後対比）

	令和3年度						令和8年度						比較
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
東小学校	190						165						▲25
	35	33	30	30	29	33	20	25	29	27	29	35	
南小学校	84						76						▲8
	10	14	15	14	15	16	16	12	11	15	12	10	
西小学校	132						100						▲32
	27	24	19	18	26	18	7	18	19	13	16	27	
合計	406						341						▲65
	72	71	64	62	70	67	43	55	59	55	57	72	

② 入学児童数（5年後対比）

	令和3年度	令和8年度	比較	R4	R5	R6	R7	R9
東小学校	35	20	▲15	29	27	29	25	21
南小学校	10	16	6	12	15	11	12	14
西小学校	27	7	▲20	16	13	19	18	16
合計	72	43	▲29	57	55	59	55	51

③ 合計児童数見込

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	増減 (R9-R2)
東小学校	196	190	186	184	183	178	165	151	▲45
南小学校	88	84	80	80	77	74	76	80	▲8
西小学校	137	132	130	117	118	117	100	89	▲48
合計	421	406	396	381	378	369	341	320	▲101
割合	100.0	96.4	94.1	90.5	89.8	87.6	81.0	76.0	

(別紙)

小学校適正規模及び適正配置スケジュール (予定)

年 度	時 期	項 目
平成26年度	5月30日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会への諮問
	3月6日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会から答申
	3月～	教育委員会定例会で答申内容について協議
平成27年度	4月～	答申を受けて、町教委の適正規模等の方針(案)検討
	8月3日	町総合教育会議で3点の方針を決定 ①平成28年度をもって北小学校を閉校し、児童は西小学校へ通学する ②一校統合は北小学校児童が小学校在学での2回の統合回避のため平成34年度を目標とする ③小中連携教育が実施しやすいように、現中学校敷地内に小学校校舎を増築する
	8～9月	総合教育会議方針(案)を地区懇談会で町民へ説明(5会場)
	9月	保育園保護者懇談会で説明(5会場)
	11～12月	教育懇談会で説明(13会場)
	3月	小学校設置条例の一部を改正する条例の議決
	平成28年度	6～12月
平成29年度	5～8月	教育委員会定例会で基礎調査結果を踏まえた今後の統合方針を協議
	8月29日	町総合教育会議で4点の方針を決定 ①将来一校統合という方向は変えない ②平成34年度中学校敷地内に小学校校舎を増築して統合することは断念する ③当面、現3校体制を続け、出生数が50～60人程度が継続する見込みとなった時には、改めて一校統合を進めていく ④教育振興基本計画で山ノ内町の教育のビジョン、理念を示していく
令和2年度	8月7日	町総合教育会議で「出生数から考察する教育環境のあり方」について協議
	9月11日～3月	教育委員会定例会で「小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針(案)」策定に向けて協議
	3月17日	町総合教育会議で基本方針(案)を説明、協議、承認
	3月19日	基本方針(案)を議会全員協議会で説明
令和3年度	4～3月	地区懇談会・保護者懇談会・教育懇談会で説明、パブリックコメント実施 これらを踏まえ基本方針修正案を策定 総合教育会議で基本方針修正案を協議、決定 議会説明

<p>令和4年度 以降</p>		<p>統合小学校整備計画を策定</p> <p>(仮称) 統合準備委員会(専門部会を含む)を設置し、統合小学校の課題検討・整理を行う</p> <p>統合小学校整備実施設計、新築工事</p> <p>各種合同学習・交流事業、記念行事・式典準備、議会承認</p> <p>三小学校閉校記念式典</p> <p>三小学校閉校</p> <p>統合小学校開校</p>
---------------------	--	--

山ノ内町立小学校 適正規模適正配置等審議会

第1回資料

山ノ内町教育委員会

1. 小学校統合にかかる経過

1-1 山ノ内町立小学校の統合にかかる経過

【小学校統合にかかる経過】

当町では少子化が進み小学校の児童数も減少を続けるなか、平成26年度に小学校適正規模適正配置等審議会を設置し、町内小学校の「適正規模の基準」、「適正配置の基本的な考え方」、「教育環境の整備」等に係る答申をいただき、平成27年8月に開催した山ノ内町総合教育会議にて今後の小学校の在り方について方向を示すなか、平成29年度には児童数の減少が著しい北小学校と西小学校を統合し、現在の3小学校の体制に至っている。

また、総合教育会議では平成34年度（令和4年度）を目標に1校統合を目指すことし、小中連携教育を推進するため中学校敷地に小学校校舎を増築する案が示されたが、平成29年8月に開催した総合教育会議では、将来的に1校統合の方針は変更しないが、令和4年度での中学校敷地での小学校校舎の増築は断念し出生数が50～60人程度が継続する見込みとなった時に、改めて1校統合を進めていくこととなった。

令和2年度には、更なる出生数の減少が見込まれるなかで、総合教育会議において「出生数から考察する教育環境の在り方」について協議し、「適正規模適正配置に係る基本方針」を策定することを決定。各地区で懇談会等を実施するなか、令和4年3月に現行の「山ノ内町立小学校適正規模適正配置に係る基本方針」をまとめ、令和4年度から山ノ内町立小学校統合準備委員会を設置し、山ノ内中学校敷地での小学校3校統合を基本とする「山ノ内町立統合小学校整備計画（案）」を策定した。

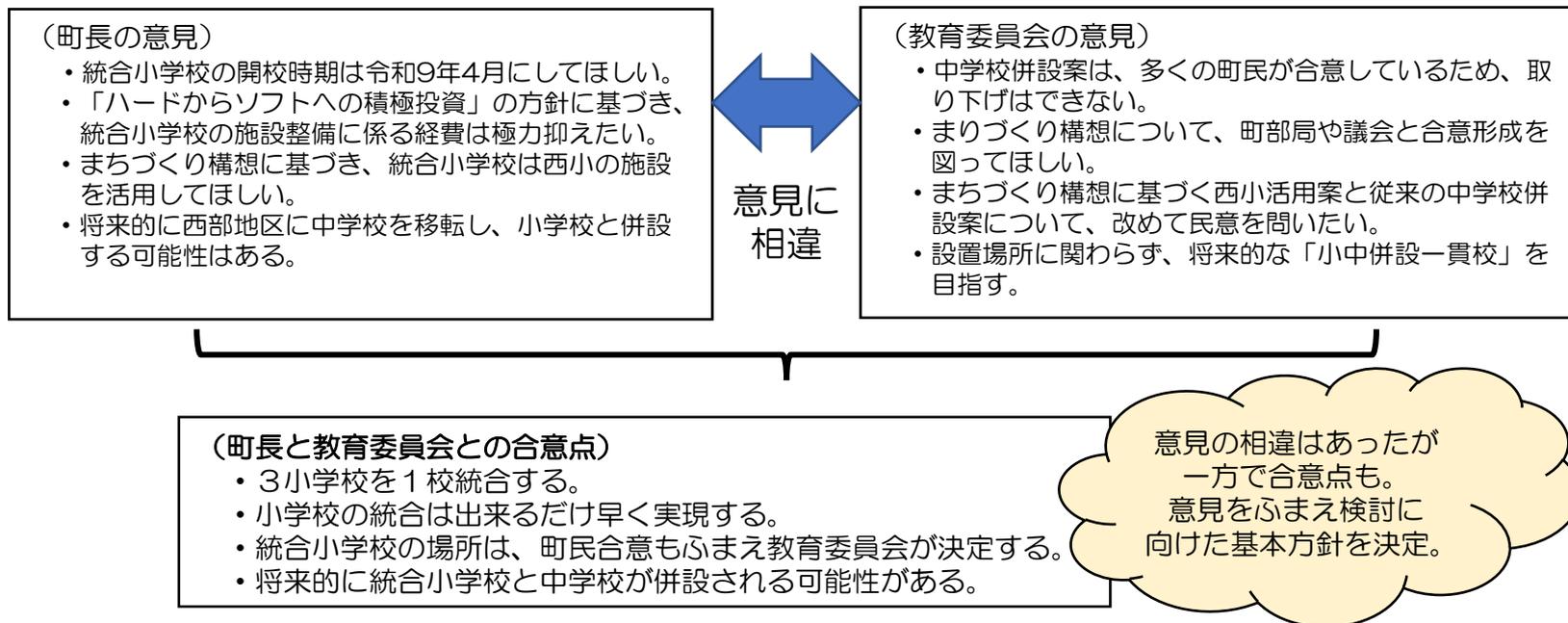
令和5年度は、整備計画（案）に基づき小学校統合に向けた準備・調整を行う予定であったが、町との協議のなかで統合位置を中学校敷地のみならず、既存小学校施設の活用も含めた小学校統合の検討が求められるなか、統合位置の決定に至らなかった。

そのため、教育委員会では「山ノ内町立小学校の統合に向けた基本方針」を定め、早期な小学校統合に向け、改めて設置位置も含め小学校統合の在り方の検討を行うこととした。

平成27年3月	山ノ内町適正規模適正配置等審議会答申概要 ○適正規模について ・1学級当たりの児童数は20人～30人が望ましい。 ・1学年あたりの学級数は2学級以上が望ましい。 ○適正配置について ・4小学校をできるだけ早く1校にすることが望ましい。 ・1学級当たりの児童数が適正規模を大きく下回る学校については、早急に多人数の中で学習できる環境整備を図ることが必要である。
平成27年8月	山ノ内町総合教育会議にて3点の方針を決定 ①平成28年をもって北小学校を閉校し、児童は西小学校へ通学する。 ②1校統合は北小学校児童が小学校在学での2回の統合を回避するため、平成34年度を目標とする。 ③小中連携教育が実施しやすいように現中学校敷地内に小学校校舎を増築する。
平成28年度	統合小学校建設に係る基礎調査を実施。
平成29年8月	山ノ内町総合教育会議にて4点の方針を決定 ①将来1校統合という方向は変えない。 ②平成34年度中学校敷地内に小学校校舎を増築して統合することは断念する。 ③当面、3校体制を続け、出生数が50～60人程度が継続する見込みとなった時には、改めて1校統合を進めていく。 ④教育振興基本計画で山ノ内町の教育のビジョン、理念を示していく。
令和2年8月	山ノ内町総合教育会議で「出生数から考察する教育環境のあり方」について協議。
令和3年3月	山ノ内町総合教育会議 「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針（案）」を協議・承認。
令和3年10月～11月	地区懇談会、保護者懇談会、教育懇談会で「適正規模及び適正配置に係る基本方針（案）」の説明を実施。
令和4年3月	山ノ内町総合教育会議 各種懇談会等での意見をふまえた「適正規模及び適正配置に係る基本方針」（現行方針）を決定。
令和4年12月～3月	山ノ内町立小学校統合準備委員会を開催。（5回） 山ノ内中学校敷地での小学校3校統合を基本とした「山ノ内町立統合小学校整備計画（案）」を策定。
令和5年9月	第1回山ノ内町総合教育会議 統合小学校の設置場所について協議を行うが、中学校敷地案を基本とする教育委員会と、中学校敷地以外も視野に入れての検討を求める町部局との間で意見がまとまらなかったが、児童数が減少するなか早期統合を実現するべきとの考えは一致する。
令和5年7月～3月	山ノ内町立小学校統合準備委員会（3回開催） 令和5年3月に策定した「山ノ内町立統合小学校整備計画（案）」に基づき、学校統合に向けた準備を進める予定であったが、統合位置が決まらない状況のなかで準備を進めることができなかった。
令和6年3月27日	第2回山ノ内町総合教育会議 町長から児童の減少に伴う小学校の早期統合、今後のまちづくり構想に基づく西部エリアへの統合小学校の設置の検討、ハードからソフトへ積極投資する方針の提案を受けるなかで、統合位置などを再度、検討することとなる。
令和6年3月3月28日	第4回山ノ内町教育委員会臨時会 第2回山ノ内町総合教育会議の結果を踏まえ、今後の小学校統合に向けた「山ノ内町立小学校の統合に向けた基本方針」を承認。

1-2 山ノ内町立小学校の統合に向けた基本方針

【令和5年度 第2回山ノ内町総合教育会議での議論の内容】



【小学校統合に向けた教育委員会における基本方針】

総合教育会議での意見・合意点を踏まえ、教育委員会では今後の小学校統合に向けた基本方針を以下のとおり決定する。

- ① 3小学校を1校に統合する。
- ② 統合小学校の開校時期の目標を、最短で令和9年4月とする。
- ③ 統合小学校の設置場所は山ノ内中学校敷地又は西小学校敷地のいずれかとし、統合計画の内容を町民に周知したうえで、令和6年度中に教育委員会が最終決定する。
- ④ 将来的に小中併設一貫の学校の実現を目指す。

※「ハードからソフトへ積極投資」の方針に基づく、こども・教育施策推進のためのソフト事業の検討については、別途検討会議を設置し検討を進める予定。

2. 今後の小学校統合の 在り方について

2-1 山ノ内町立小学校における児童数の推移

【児童の推移】

当町では、少子化が進むなかで小学校の児童数も減少を続け、平成元年では1,386人であった児童数も令和6年度では379人、新一年生も58名にまで減少し、統合小学校の開校目標時期である令和9年度には328人まで減少することが見込まれている。

特に東小と西小の児童数の減少は著しく、出生数から見る児童数の推移では、令和12年度において令和6年度と比較し3割程度、減少することが見込まれている。

また、南小では既に全学級で標準的な学級児童数（35名）の半数以下となっており、西小も今後、増加することが見込まれる。

(令和6年4月時点)

年齢	学年別児童数			
	東小	南小	西小	合計
11	29	16	19	64
10	34	13	24	71
9	33	10	30	73
8	27	14	16	57
7	30	13	13	56
6	31	9	18	58
5	25	14	19	58
4	22	15	10	47
3	19	17	16	52
2	22	12	15	49
1	19	16	13	48
0	22	14	11	47

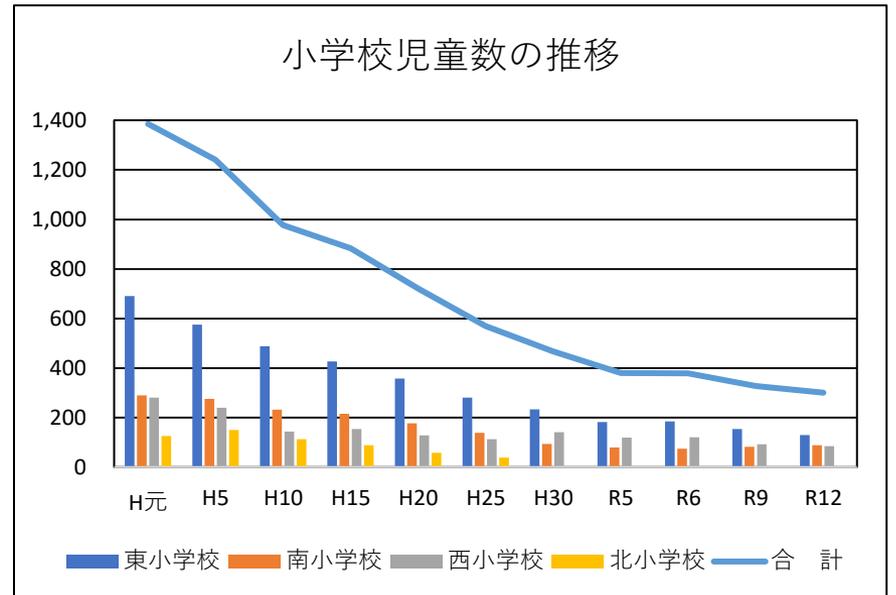
(学校・学年別児童数)

【児童の推移】

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5	R6	R9	R12
東小学校	691	575	488	427	358	280	233	182	184	154	129
南小学校	290	276	232	215	177	138	93	79	75	82	88
西小学校	280	240	144	154	128	113	141	119	120	92	84
北小学校	125	150	113	88	58	38					
合計	1,386	1,241	977	884	721	569	467	380	379	328	301

※北小学校は平成29年度より西小学校へ統合。

※令和9年度以降は町内在住の5歳児～0歳児の人数で推計



2-2 児童数の減少に伴う影響

児童数が減少するなか、町内の小学校でも小規模学校や少人数学級の増加が見込まれます。

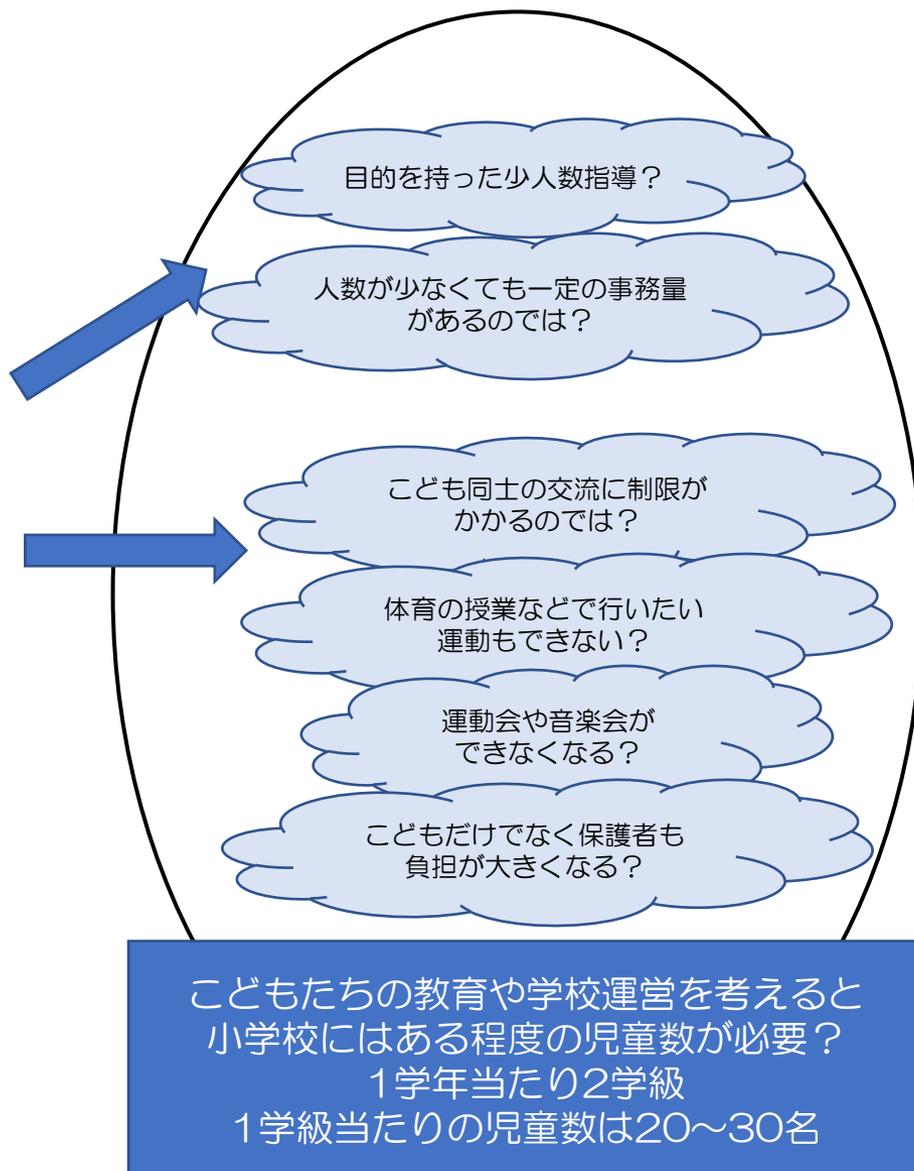
小規模学校・少人数学級になることでメリットも考えられますが、課題（デメリット）も多くあることからメリット・デメリットを整理する。

【小規模・少人数学級のメリット】

- 個々の児童生徒に対して細かく対応できる。
- 児童一人ひとりの状況が把握しやすい。
- 教員の負担が軽減される。

【小規模・少人数学級のデメリット】

- 学級の人数が減ると話し合い活動での多様な意見や体育などでの団体活動に支障が出る。
- 男女のバランスが悪くなる。
- 学年に複数の学級がないとクラス替えができない。
- 運動会や音楽会などの行事にも影響が出てくる。
- 清掃分担が広くなり児童への負担がかかる。
- PTA活動で役員が毎年回ってくる。
- 住所を移して通学区域外の学校に転校させる家庭が出てくる。



2-3 小学校統合に向けての考え方

(小学校の統合時期について)

町内の小学校においては、国における標準的な学級児童数35名の半数（17名）を下回る学級が大半を占めるなか、早急な小学校の統合を進めていく必要があります。

そのため、教育委員会では、最短で令和9年4月の統合小学校の開校に向け、検討を進めていく。



課 題

- 令和9年4月の開校を目指す場合、使用する校舎は既存の小学校施設となる。
- 校舎を新築する場合、完成までに少なくとも4～5年程度の期間が必要となり、その間にも児童数の減少が進む中で、教育環境の改善が図られない。

(小学校の設置場所について)

統合小学校の設置場所は、中学校敷地を基本に準備を進めてきたが、総合教育会議での意見である社会情勢の変化により建設コストの高騰や町長におけるまちづくり構想などもふまえ、西小を活用した小学校の統合についても比較・検討を進めていく。



- 中学校敷地を利用する場合、小学校校舎の新築が必要となるが、完成までに時間がかかるとともに、建築コストが高騰している。児童が活動するための床面積の確保が難しい。
- 西小を利用する場合、普通教室数は確保できるが特別支援学級の教室が不足することから、施設の一部改修が必要となる。児童が活動するための床面積の確保が難しい。
- 中学校敷地及び西小施設を利用する場合において、130人～200名程度の児童の輸送が必要なる。

(小中併設型の一貫校について)

町内のこどもたちの目指すべきこども像を学校が共有するため、9年間を通じた教育課程を編成する「小中一貫校」又は「義務教育学校」の設置を検討し、より効率的な学校運営、児童生徒の交流を図ることを目的とした小中併設型の学校整備を目指し検討していく。



- 小中一貫校及び義務教育学校の設置にあたっては、9年間におけるグランドデザインや学校の教育目標を定める必要があり、小中学校を統合するため4～5年程度の準備期間が必要となる。

2-4 統合小学校の設置場所について

統合小学校の設置場所については、適正規模及び適正配置に係る基本方針で定めた中学校敷地案と、総合教育会議で示されたまちづくり構想も踏まえた西小を活用した3小学校統合案で、設置場所としての可能性について比較した。

【山ノ内中学校敷地案と西小学校3校統合案の比較表】

	統合の趣旨	開校時期	開校時児童数	教室数	建築年度	改修費	改修規模	通学方法 (学校から2km以上)	課題等	メリット	
山ノ内中学校敷地案	中学校敷地を活用することによる小中連携教育の実施。小学校における小規模及び小人数学級の解消。	令和11年	中学校 185名		中学校舎 昭和37年	小学校舎 新築 24億円	新校舎建設 ・普通教室及び管理棟 特別教室棟の建設 ・体育館(小)の建設 ・プールの除却 ・小学校用グラウンドの整備 ※児童1人当たり 床面積：14.3㎡	スクールバス 輸送数：133名 東：志賀(4) 西野(15) 南：菅・寒沢(6) 戸狩(17) 西：全通学区(91) ※中学スクールバスの共用利用が可 ※バス6台程度	バス購入 3台 (7,500万円) 運行経費 6台 (900万円)	・開校時期が早く令和11年4月。 ・改修費用が40億円程度となり、町部局の合意が得られない。 ・小学校施設の増築のため、中学校舎と改修時期がずれ込む。 ・グラウンド及び体育館等が共有。 ・プールが取り壊しとなる。 ・小中一貫校等の学校運営となっていないため小中が一貫した教育を施すといった形態がとれない。 ・児童の輸送想定数が130名程度でバス運行が最大6台程度必要。 ・未利用施設が3施設(東南西)	・小中が連携して行っている教育が実施しやすくなる。 ・義務教育学校となる場合、同一敷地内での学校運営が必要となることから新たな施設整備は不要。 ・スクールバスの運行にあたり小中学校の相互利用が可能。 ・給食センター併設型となり給食の輸送等に係るコストが削減。
			統合小 310名	普通教室 12教室 特別支援 3教室	小学校舎 新築 (2029) 大規模改修 (2070)						
西小学校3校統合案	小規模及び小人数学級の解消を図るための3小学校の統合。	改修の場合 令和9年 増築の場合 令和10年	統合小 328名	普通教室 12教室 特別支援 3教室	西小校舎 昭和60年 大規模改修 (2028) 新築 (2075)	西小 施設改修 1~3億円 併設型 新校舎 (90億)	既存校舎改修・増築 ・ランチルームの改修 特別支援教室整備 ・職員室の改修 ・(教室の増築) ※児童1人当たり 床面積：15.5㎡	スクールバス 輸送数：201名 東：上条以外(99) 南：全通学区(82) 西：須賀川(20) ※バス8台程度 ※鉄道利用(54)	・施設への受入れは可能であるが教室数に余裕がなく、施設の改修や施設の増築が必要。(特別支援教室、職員室、児童クラブ等) ・老朽化した施設の利用。 ・児童の輸送想定数が200名程度でバス運行が最大8台程度必要。 ・住民の合意形成が得られていない ・未利用施設が2施設(東南) ・まちづくり構想の実現性と連携	・最速で令和9年での開校が可能。 ・まちづくり構想の住宅エリアでの学校設置となる。 ・まちづくり構想の状況に応じた将来的な設置場所の検討が可能。	



【課題】

- ・山ノ内中学校敷地案では、児童1人当たりの床面積が14.3㎡。校舎を新築しても児童が活動する床面積の確保が難しく、校舎の建築費用も高額となる。
- ・西小での3校統合案では、児童1人当たりの床面積が15.5㎡。既存施設を継続して活用する場合、今後、施設の大規模改修が必要となる。また児童の輸送コストが高額となる。
- ・学校統合後における既存施設の活用についても検討が必要となる。

2-5 小学校統合の在り方について①

小学校統合の目的として、小学校の小規模化、少人数学級を解消し、多様な学習活動や集団活動の展開を推進することで、よりよい教育環境の整備と教育の質の充実していくとともに、効率的な学校運営などを図っていくこととなる。

令和9年度における西小学校での3校統合では、少人数学級等の解消は図られる一方で、通学等で児童の負担の増加などが危惧され、また効率的な学校運営といった面でもスクールバスの増便、老朽化の進む校舎の活用、さらには統合後に未利用となる校舎が発生するなど課題も多く残る。また中学校敷地の活用にあたっては児童が活動するための床面積の確保が難しく、新校舎建設に係る費用も高額になるなど課題も多いことから、課題の解決を視点に新たな学校統合についての提案を行う。

少人数学級となる小学校

- ・ 令和9年度以降に標準的な学級児童数（35人）の半数を下回る学級が生じるのは、南小と西小学校。
- ・ 東小は令和9年度以降も1学級20名程度を保持。
- ・ 1学級で10名を切る学級も生ずることから早急な対応が必要。

通学手段の確保

- ・ 中学校敷地を活用する場合で約130名、西小を活用する場合で約200名が学校から2km以上となる。
- ・ スクールバスの運行も西小利用で最大8台の運行。
- ・ 公共交通を利用した場合、児童や保護者に負担。
- ・ 運行経費も増大となる。

活動するスペースの確保

- ・ 中学校敷地で校舎を建築した場合で児童一人当たりの床面積が14.3㎡、西小活用で15.5㎡となる。
- ・ 両案とも教室数に余裕がなく、児童の活動が制限される。
- ・ 現状よりも活動スペースが減少。

小中一貫教育の検討

- ・ 小中併設型学校を目指すなかで、校舎の相互利用なども含め小中一貫校の設置に向けた検討が必要。
- ・ 小中一貫校の設置に向けた準備には4~5年程度の準備期間が必要。

中学校敷地案、西小学校活用案でも3小学校の統合は可能であるが、児童における活動スペースが減少するとともに、通学時において児童や保護者の負担の増加も予想され、子どもたちの教育環境の低下が見込まれる。また少人数学級が増加するなか何らかの対応を進めていく必要はある。



子どもたちのよりよい教育環境を考え、
「今、実施すべきこと」と「検討を行いながら今後、実施すべきこと」を整理

2-5 小学校統合の在り方について②

【今、実施すべきこと】

○少人数学級となる学校について

令和9年度以降に標準的な学級の児童数（35名）を下回る学級が南小と西小で生じることから、「適正規模及び適正配置に係る基本方針」で定める1学級あたり20～30人規模の学級に改善していく必要がある。

【令和9年度における学年別児童数】

学年	全体	東小	南小	西小	合計
6	57	27	14	16	30
5	56	30	13	13	26
4	58	31	9	18	27
3	58	25	14	19	33
2	47	22	15	10	25
1	52	19	17	16	33
年長	49	22	12	15	27
年中	48	19	16	13	29
年少	47	22	14	11	25

- ・南小学校と西小学校の児童を合わせると東小学校と同規模の小学校の設置が可能となる。
- ・東小と西小の2つの校舎を利用することで、新たな教室の確保は不要となる。（※改修・増築が不要）
- ・児童の輸送も須賀川地区の児童も含め100名程度で、スクールバスの運行も4台で対応が可能。

※通学区の見直し、学校の選択制も検討が必要。

【検討を行いながら今後、実施すべきこと】

○小学校の統合に向けた準備

3小学校による学校統合は、施設や児童の輸送手段などの課題により実施は難しいが、小中併設型の学校統合を目指していくことから、調整が可能な事項（校歌や体操着など）は、現段階から調整を進めていく。

○小中一貫校又は義務教育学校の設置に向けた検討

小中併設型の学校整備を目指す中で、併設していることのメリットを出すためには、小中一貫校等の設置は不可欠となる。

小中一貫校の設置に伴い、小中学校校舎の相互利用や同一敷地内での連携した教育などの実現が可能となるが、設置に係る調整に時間を要することから早急な方向性の決定が必要となる。

○小学校の統合場所の決定

小学校の統合場所については、中学校敷地案と西小を基本とした西部エリアでの検討となるが、中学校敷地を活用する場合には、既存中学校施設の活用なども必要となってくることから小中一貫校の設置が不可欠となる。また西部エリアにおいては、まちづくり構想案の提案はあったが、町の取組みとして不明瞭さも残ることから、小中一貫校の設置の検討と合わせて、今後のまちづくりの方向性を見定めたくうえで決定していく必要がある。

2-6 今後における小学校の統合について①

最短で令和9年4月の開校を目指す小学校統合であるが、3校統合は施設的な面や児童の輸送方法の面などで実現が難しいことから、段階的な小学校の統合を提案する。

【段階的な小学校統合】（第1段階）

将来的に小中併設型の学校整備を目指すなかで、現状の教育環境を踏まえ、今、必要となる小学校の統合を実施するもの。

- 児童数が減少するなかで少人数学級などの解消、子どもの教育環境の改善を図ることを目的に、2小学校（東小・西小）を活用した段階的な小学校の統合を実施する。
- 2つの小学校を活用することで、施設改修をしなくとも児童の活動に係る床面積の確保が図られるとともに、通学支援が必要となる児童数も最大で100名程度となる。
- 通学区の見直しを行い、小学校は選択制とする。南部及び須賀川地区には西小学校へのスクールバスを運行し、通学手段を確保する。
- 西小に設置する学校は、将来的な3校統合を前提に「（仮称）山ノ内小学校」とし、東小も含め統合に必要な調整を行い、小中併設型の学校開校時にはスムーズな統合が行えるよう準備する。



【小中併設型の学校の整備】（第2段階）

小中併設型の学校整備に向け、小中一貫校などの設置に係る検討を行ったうえで、中学校敷地、または西部エリアでの小中併設型の学校の整備を実施する。

- 学校施設の整備は、用地買収、設計、建築と概ね4～5年、小中一貫校の設置には学校間の調整等で4～5年程度の期間を要することから、学校の整備と小中一貫校の調整時期を連動させながら、設置に向けた準備を進めていく。
- 学校の設置個所については、町のまちづくり構想や施設整備に係る費用等、小中一貫校の設置の可能性などを踏まえながら、令和8年度を目途に決定していく。
- 小中併設型の学校の開校時期については、小中一貫校等の設置に係る方針、統合場所が決定した年から、工事期間などもふまえ5年後を目途に決定していく。

小中併設型の学校整備を目指すためには、
小中一貫校や義務教育学校の設置に向けた方向性が重要となる。

2-6 今後における小学校の統合について②

【西小学校3校統合案と段階的な小学校統合案の比較表】

	統合の趣旨	開校時期	R9児童数	教室数	建築年度	改修費	改修規模	通学方法	課題等	メリット	
西小学校3校統合案	小規模及び少人数学級の解消を図るための3小学校の統合。	改修の場合 令和9年 増築の場合 令和10年	統合小 328名	普通教室 12教室 特別支援 3教室	西小校舎 昭和60年 大規模改修 (2028) 新築 (2075)	西小 施設改修 1~3億円 併設型 新校舎 (90億)	既存校舎改修・増築 ・ランチルームの改修 特別支援教室整備 ・職員室の改修 ・(教室の増築) ※児童1人当たり 床面積：15.5㎡	スクールバス 輸送数：201名 東：上条以（99） 南：全通学区（82） 西：須賀川（20） ※バス8台程度 ※鉄道利用（54）	バス購入 6台 (15,000万円) 運行経費 (1,200万円) 鉄道利用 (183万円)	<ul style="list-style-type: none"> 施設への受入れは可能であるが教室数に余裕がなく、施設の改修や施設の増築が必要。（特別支援、余裕教室、職員室等） 老朽化した施設の利用。 児童の輸送想定数が200名程度でバス運行が最大8台程度必要。 住民の合意形成が得られていない 未利用施設が2施設（東南） まちづくり構想の実現性と連携 	<ul style="list-style-type: none"> 最短で令和9年での開校が可能。 まちづくり構想の住宅エリアでの学校設置となる。 まちづくり構想の状況に応じた将来的な設置場所の検討が可能。
段階的な小学校統合案	小学校を2校（西小・東小）とし、小規模及び少人数学級を早期に解消。以後、小中併設型の学校整備に合わせて小中学校の統合を実施する。統合時期は校舎建築、児童数の減少、校舎の跡地利用を見据えて決定する。	令和9年	西小 174名 東小 154名	普通教室 6教室 特別支援 2教室 普通教室 6教室 特別支援 2教室	西小校舎 昭和60年 大規模改修 (2028) 新築 (2075) 東小校舎 昭和58年 大規模改修 (2026) 新築 (2075)	大規模改修 実施しない 大規模改修 実施しない	部分修繕の実施 ・施設の必要最低限の改修等 (学校報告による) 児童1人当たり 床面積：29.2㎡ 部分修繕の実施 ・施設の必要最低限の改修等 (学校報告による)	スクールバス 輸送数：約102名 南：全通学区（82） 西：須賀川（20） ※バス4台程度 変更なし	バス購入3台 (7,500万円) 運行経費 (600万円) 不要	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合が段階的な統合となり3校統合とならない。 学校施設の2校管理となり、老朽箇所等の部分修繕が必要。 児童の輸送想定数が100名程度でバス運行が最大4台程度必要。 住民の合意形成が得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 最短で令和9年での開校が可能。 小規模、少人数学級の解消が図られる。 児童数の平準化を図ることで、施設の改修は不要。 まちづくり構想における住宅エリアの学校設置にもつながり、まちづくり構想の状況に応じた将来的な設置場所の検討が可能。 児童輸送が南部、須賀川地区となる。 小中の統合までの間、未利用施設となる校舎の跡地利用の検討が可能。（私立学校・専門学校の誘致等）



【段階的な小学校統合のメリット】

- ・施設改修等が不要なため、最短で令和9年4月の開校が可能。
- ・段階的な統合を行うことで、西小校舎使用でも児童1人当たりの床面積が29.2㎡まで拡大。
- ・スクールバスの運行も西小での3校統合と比較した場合、半数程度で対応が可能。
- ・児童の教育環境の解消が図られるとともに、町のまちづくり構想もふまえた学校設置場所の検討も可能。
- ・3校統合を前提とした段階的な統合となることから、小中学校統合時にスムーズな統合が可能。
- ・未利用となる校舎も段階的に増えることから、活用に係る検討期間に猶予が生じる。

2-7 山ノ内町立小学校の統合に向けたスケジュール

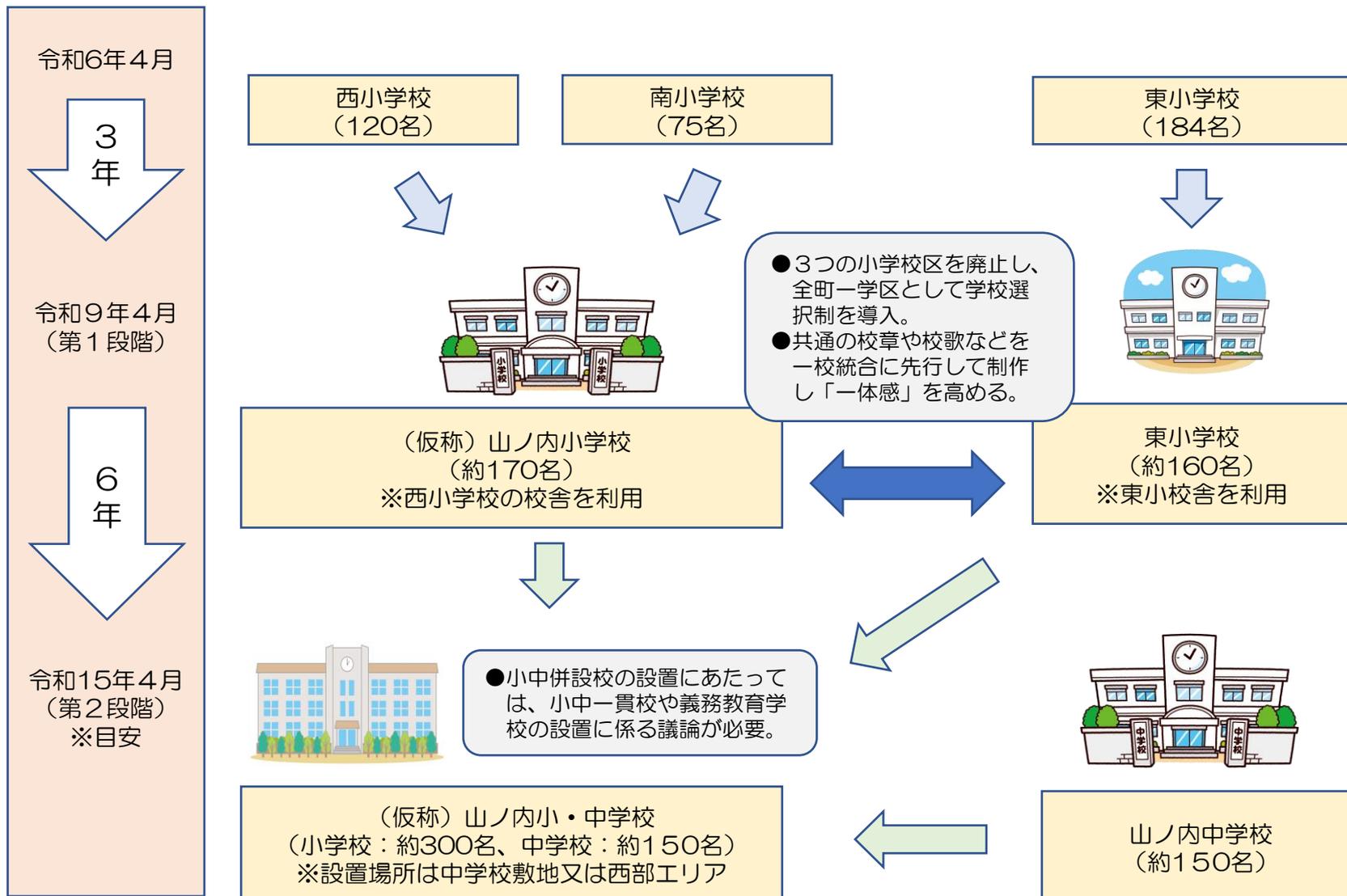
小学校統合に向けて想定される統合案について、以下のとおりスケジュールを整理する。

		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
山ノ内 中学校 敷地案 (小中連携)	適正規模	3校統合場所の検討 →									
	統合準備		統合小中学校すり合わせ					小中併設学校 ●4月開校			
	小中一貫校										
	学校整備		基本設計・実施設計		建設工事						
西小3校 統合案 (小中一貫)	適正規模	3校統合場所の検討 →	小中併設学校の設置場所の検討								
	統合準備	統合小学校すり合わせ				3校統合小学校 ●4月開校	統合小中学校すり合わせ				小中併設学校 ●4月開校
	小中一貫校	小中一貫校及び義務教育学校の検討					小中一貫校等の学校間の調整				
	学校整備		基本・実施設計	改修工事		用地買収	基本設計・実施設計		建設工事		
段階的な 小学校 統合案 (小中一貫)	適正規模	小中併設学校の設置場所の検討									
	統合準備	統合小学校及び2校統合すり合わせ				小学校(東・西) ●4月開校	統合小中学校すり合わせ				小中併設学校 ●4月開校
	小中一貫校	小中一貫校及び義務教育学校の検討					小中一貫校等の学校間の調整				
	学校整備					用地買収	基本設計・実施設計		建設工事		

早期な統合は可能であるが、中学校舎の活用が図れず、手狭な学校運営となる。

児童の床面積や輸送手段の確保に課題がある。

2-8 段階的統合におけるイメージ図



西小改修案 A(増築無し最小限改修)

(外装,耐震等改修しない前提.工期の最小限化を第一目標)

配置図 :S=1/800

平面図 : S=1/400

凡例

改修
最低限必要の改修

検討
改修が必要な可能性のある項目
(今後関係者と調整)

工事計画

【1期工事】 グランド
・ランチルーム改修
(児童クラブと特支を整備)

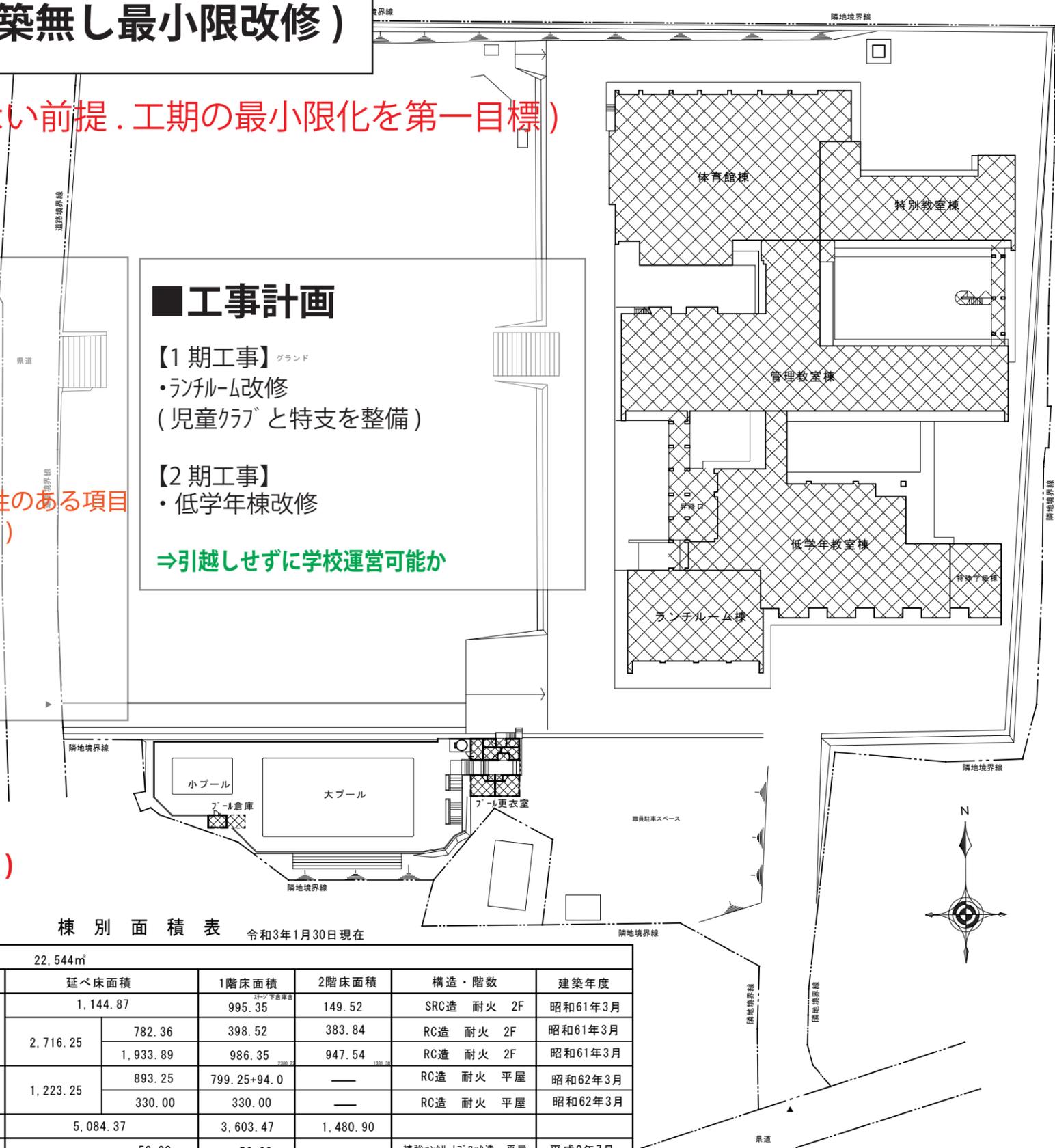
【2期工事】
・低学年棟改修
⇒引越せせずに学校運営可能か

参考 (令和9年度時点)

校舎面積 (児童一人当たり)
: 15.50 m² (全校 328人)

棟別面積表 令和3年1月30日現在

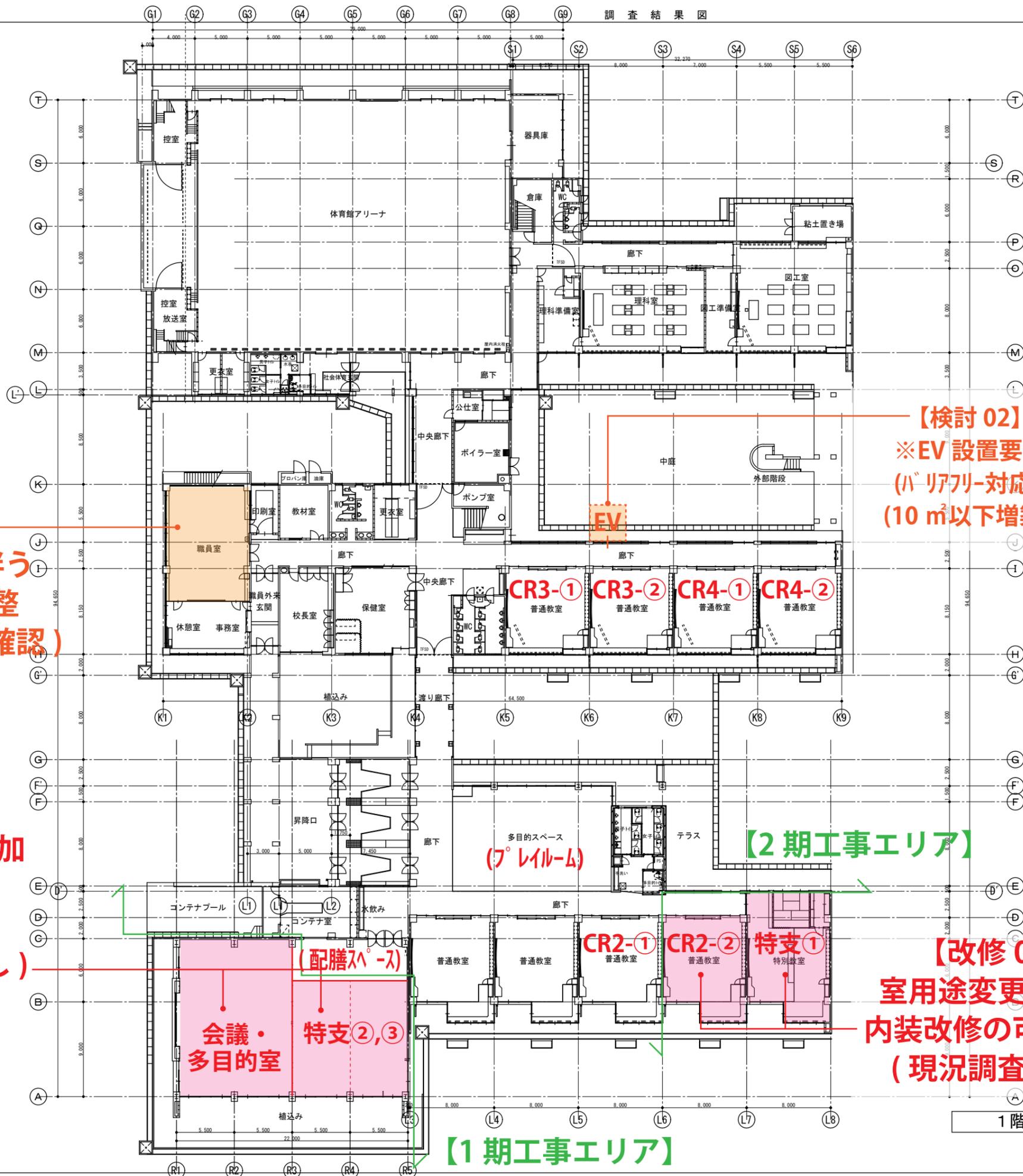
敷地面積		校舎敷地面積		22,544m ²			
定期報告棟番号	施設台帳棟番号・棟名称	建築面積	延べ床面積	1階床面積	2階床面積	構造・階数	建築年度
A 校舎	体育館棟	2,461.24	1,144.87	995.35	149.52	SRC造 耐火 2F	昭和61年3月
	特別教室棟			782.36	398.52	RC造 耐火 2F	昭和61年3月
	管理教室棟	1,454.15	2,716.25	1,933.89	986.35	RC造 耐火 2F	昭和61年3月
	低学年棟・特殊学級棟			893.25	799.25+94.0	RC造 耐火 平屋	昭和62年3月
	ランチルーム棟			330.00	330.00	RC造 耐火 平屋	昭和62年3月
A計		3,915.39	5,084.37	3,603.47	1,480.90		
B 対象外 小規模建物	プール更衣室棟	56.00	56.00	56.00	—	補強コンクリートブロック造 平屋	平成2年7月
	プール倉庫棟	12.00	6.00	6.00	—	補強コンクリートブロック造 平屋	平成2年7月
	B計		68.00	62.00	62.00	—	
全体	合計	3,983.39	5,146.37	3,665.47	1,480.90		



番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台 (木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況 (屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根 (屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物 (冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

配置図 1/400 (A1) 1/800 (A3)

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。



【検討01】
 ※職員増に伴う
 スペース調整
 (※想定職員数確認)

【改修01】
 ※間仕切り追加
 内装改修
 設備改修
 (現状エアコン無し)

【検討02】
 ※EV設置要否
 (バリアフリー対応)
 (10 m²以下増築)

【2期工事エリア】

【改修02】
 室用途変更のため
 内装改修の可能性有
 (現況調査の上)

【1期工事エリア】

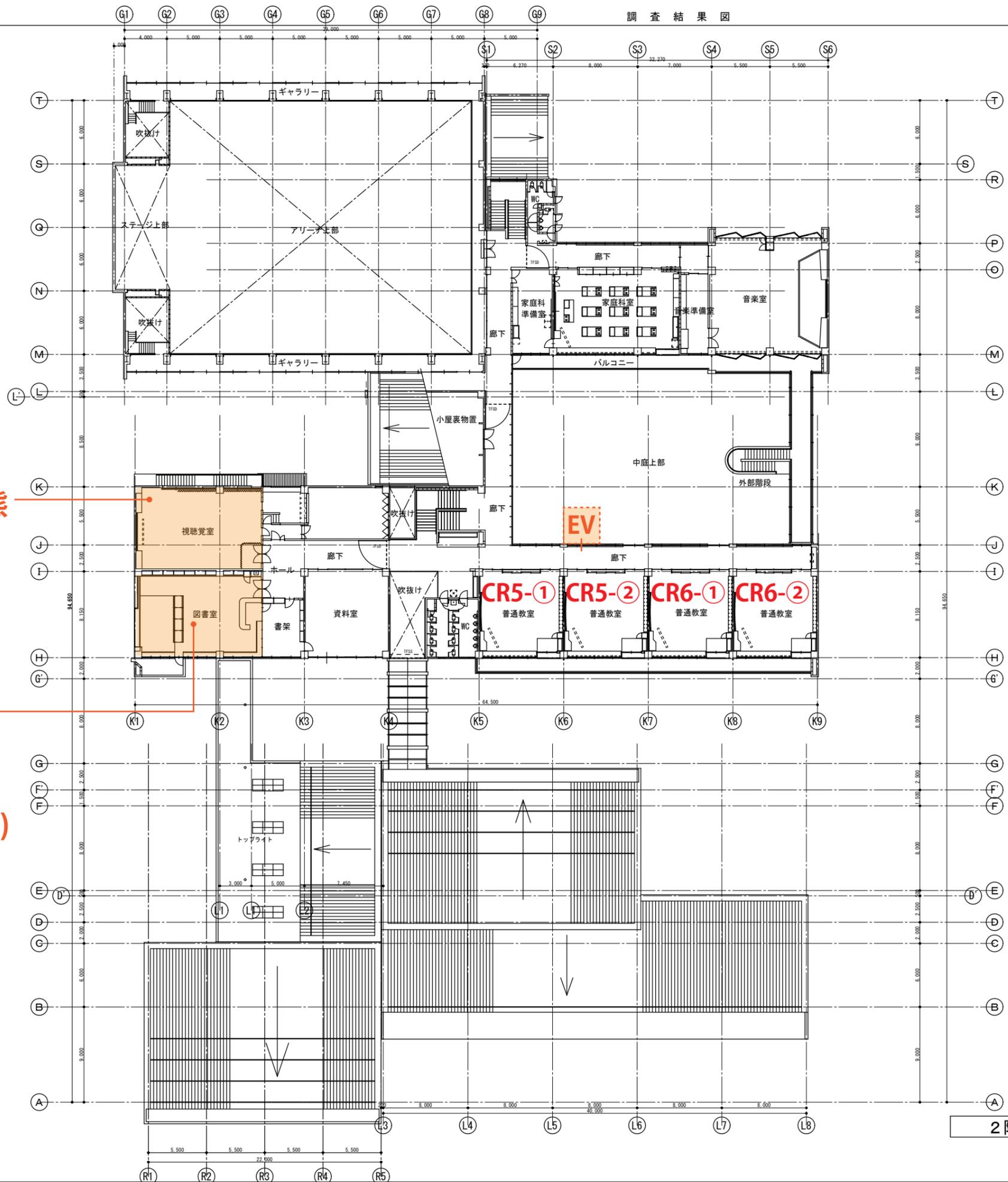
番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

凡例

- TFSD — 特定防火設備 (煙感知器連動自動閉鎖ドア)
- TFSS — 特定防火設備 (煙感知器連動自動閉鎖シャッター)
- TSD — 特定防火設備 (常時閉鎖ドア)
- BSD — 防火設備

1階平面図 1/200 (A1)
 1/400 (A3)

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。



【検討03】
 ※視聴覚室利用実態
 と活用方法
 (会議室やICT室
 としての活用)

【検討04】
 ※図書室バリューアップ
 (オープンな設えの
 デイセンターへの更新)
 (資料室廻りとの
 入れ替えなど)

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

凡例

- TFSD — 特定防火設備 (煙感知器連動自動閉鎖ドア)
- TFSS — 特定防火設備 (煙感知器連動自動閉鎖シャッター)
- TSD — 特定防火設備 (常時閉鎖ドア)
- BSD — 防火設備

2階平面図

1/200 (A1)
 1/400 (A3)

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

中学校敷地 小学校改築案

配置イメージ :S=1/800

配置図 :S=1/800

平面図 :S=1/400



■面積表 ※規模については予算や必要諸室に合わせて準備段階で見直し
(参考：令和 11 年度時点)

敷地面積：約 32,100 m²

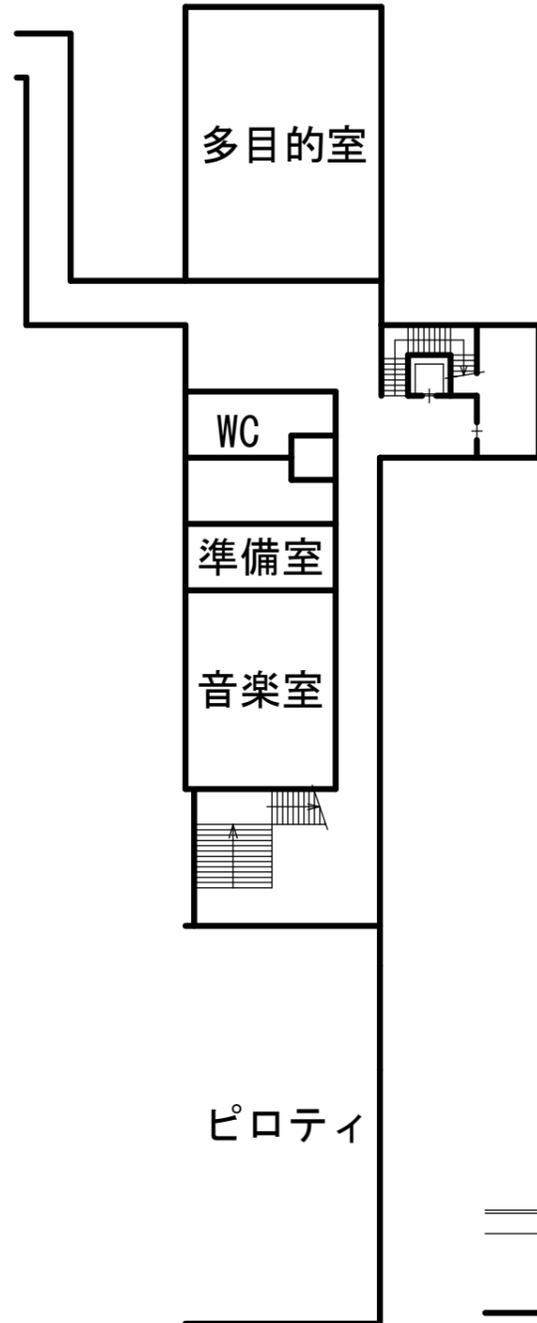
中学校校舎：約 8,120 m² 児童一人当たり：43.9 m² (全校 185 人)

小学校校舎：約 4,436 m² 児童一人当たり：14.3 m² (全校 310 人)

校舎 合計：約 12,556 m² 児童一人当たり：25.4 m² (全校 495 人)

平面イメージ :S=1/400

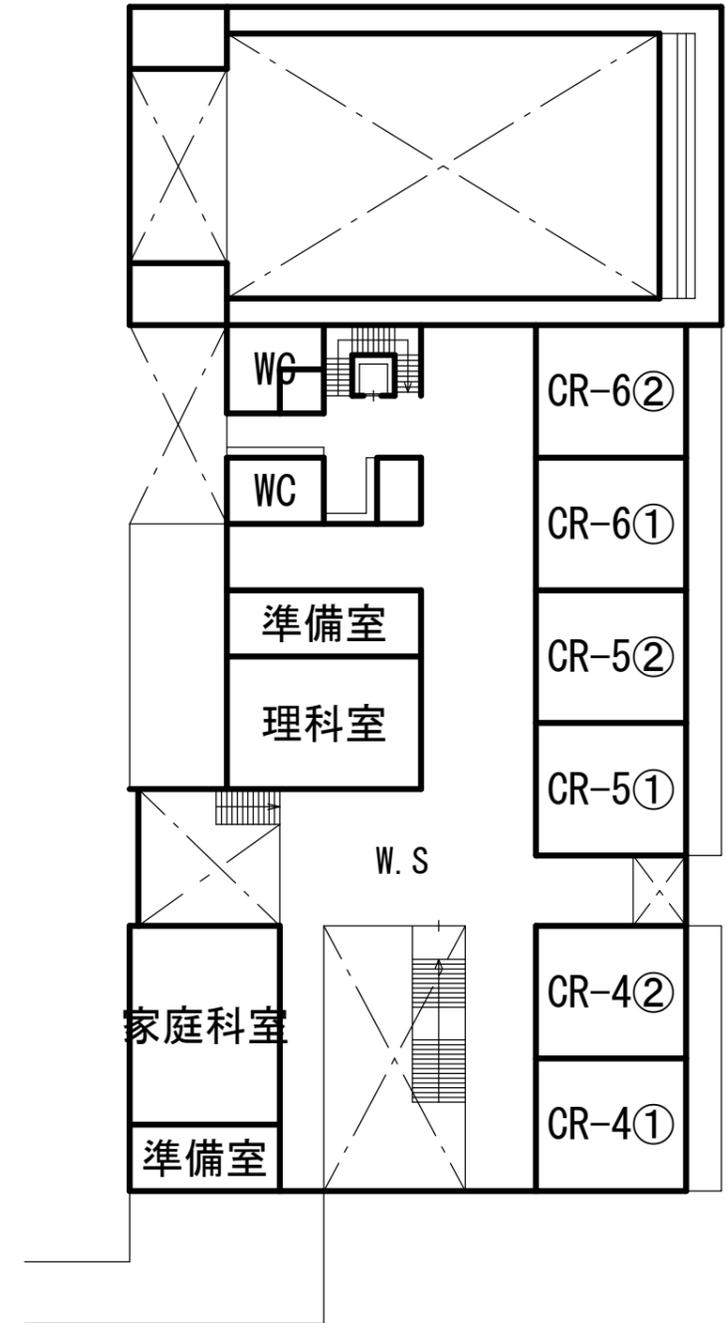
B1F
696m² (ピロティ含まない)
(ピロティ 247.5m²)



1F (= 中学校 2FL)
2,244m²
(バルコニー含む)



2F
1,496m²
(バルコニー含む)



給食センター

西小学校エリア (半径 2,4km S=1/30000)

